

県土整備部公正入札調査委員会設置要綱

(設 置)

第1条 鳥取県県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）の所管する建設工事又は測量、建設コンサルタント等の業務（以下「工事等」という。）に係る入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）に対して的確な対応をおこなうため、県土整備部公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第2条 委員会においては、工事等について談合情報があった場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 談合情報の信ぴょう性の有無
- (2) 談合の事実の有無
- (3) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(構 成)

第3条 委員会は、県土整備部長を長とし、県土整備部次長（事務）、県土整備部次長（技術）、管理課長及び談合情報に係る工事等を所掌する課長をもって構成し、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとする。

(会 議)

第4条 委員会は、必要に応じて随時会議を開催するものとする。

ただし、緊急やむを得ない事情があり会議を開催できない場合には、書類の回議をもって会議に替えることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は管理課に置く。

附 則

この要綱は、平成7年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年7月14日から施行し、平成15年7月1日から適用する。